



カメ虫駆除 補助の受付を開始!

1. 受付期間 8月1日から8月31日まで
2. 補助対象 住宅・併用住宅・集会施設(事務所、店舗等は対象外) 専門害虫駆除業者により駆除作業を実施した場合に限る
3. 補助金額 害虫駆除費用の2分の1とし、3万円を上限とします。(百円未満切捨て)
4. 費用の算定 1m^2 当り500円程度×床面積×消費税 = 駆除費用
(例)一般的な家庭2階建て(110 m^2 程度)
 $57,750\text{円} \times 2\text{分の}1 = 28,875\text{円}$
補助額28,800円(百円未満切捨て)
5. 申請手続き 銀行口座番号・印鑑・駆除業者からの見積書(もらっている方)を持参し役場住民課環境衛生係へ申請してください。



「特別弔慰金の手続きはお済みですか」

請求期限

平成二十年三月三十一日まで

この期限を過ぎますと、法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

一. 対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成十七年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等を受けられない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

二. 請求手続きができる方

(一) 前回の特別弔慰金の受給権者

(二) 戦没者等の子

(三) 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹(戦没者と戸籍上で一年以上の生計関係を有していたかたが対象です。一年以上の生計関係が無い場合は対象外です)

(四) 前記三以外の 父母 孫 祖母 兄弟姉妹

(五) 前記一から四以外の三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで戸籍上で引き続き一年以上生計関係を有していた方に限り)

三. 給付内容

額面 四十万円

十年償還の記名国債

四. 請求窓口

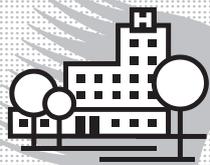
住民登録の市区町村役所の福祉係でおたずねください。

係でおたずねください。

道路用地を占有していませんか?

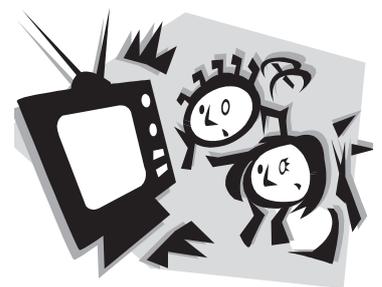
町道(歩道を含む)に工作物、物件又は施設などを設け、継続して道路用地を使用している場合は、道路法第三十二条により、道路管理者(町道は役場)の許可を受け、占有料を納めなければなりません。詳しくは、役場建設課にお問い合わせください。

8月15日(水)は 休診させていただきます ＝国民健康保険町立和寒病院＝



当直の医師がおりますので、急病やケガの場合はご来院ください。

放送大学で学んでみませんか?



放送大学は、テレビ・ラジオで授業を行う通信大学です。働きながら学びたい、生涯学習に興味があるなど様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付いたしますので、お気軽にお問い合わせください。(パンフレットと資料が公民館にありますので、ご覧ください。)

受付期間

平成十九年八月十五日(水)まで

資料請求(無料)お問い合わせ先

〒070-0044

放送大学北海道学習センター

旭川サテライトスペース

電話(0116)・231・2627番